

平成30年度

適正化事業
事業報告書

一般財団法人 神奈川タクシーセンター

平成 30 年度 適正化事業 事業報告

自 平成 30 年 4 月 1 日

至 平成 31 年 3 月 31 日

概 要

雇用・所得環境の改善が続き経済の好循環による景気の回復が見込まれ、実質所得は上昇傾向で個人消費は緩やかな回復基調を維持するとされながらも、タクシー利用への反映はまだまだ期待できず、タクシー業界の厳しい経営状況はなかなか改善されそうにありません。また、タクシー運転者の不足も思うようには改善されず、運転者の高齢化を含めて深刻な状況が続いています。

横浜地域（京浜交通圏）においてはタクシー特定地域の指定が解除され準特定地域へ移行されることとなりましたが、引き続きタクシー事業の適正化・活性化を推進し、良質なサービスの提供、タクシー運転者の労働条件の改善などに取り組む姿勢は変わりません。

当センターでは、公正中立な立場からタクシー業務の適正化と公共交通機関としての輸送の安全及び利用者の利便の確保に努め、平成 30 年度の各業務を次の通り遂行しました。

指導関係業務においては、タクシー営業の適正化と利用者の利便向上を図ることを目的とした街頭指導、道路運送法に違反する行為の防止と是正のための街頭指導を実施し、タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程に基づき、タクシー乗り場周辺での客待ち待機など、規制に係る違反に対し是正指導を実施するとともに、タクシー乗り場及び待機場内における運転者のマナーや資質の向上に努めました。

さらに、タクシー運転者の資質及び知識の向上を図るために巡回指導（講習）を実施しました。

また、タクシー乗り場周辺等では、利用者及び歩行者の安全確保に努めました。

苦情、調査関係業務においては、タクシーに関わる苦情、要望等を受付け、法人事業者及び個人事業者または所属組合に通知して改善を求め、違法行為の防止及び是正指導を行うなど、迅速、適切な処理に努めました。さらにタクシーに起因する交通問題に対しては、指導員の配置等により対応しました。

法人タクシー事業者の評価制度においては、利用者の選択性の向上を促進すべく、事業者の評価を行いました。

研修関係業務においては、道路運送法第 27 条第 3 項の規定に基づき命令研修を行い、タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程に基づき適正化研修をそれぞれ実施しました。また、専門の講師を招き、特別研修として「外国人旅客接客研修」を実施しました。

乗り場施設関係業務においては、利用者の利便向上を図るため、タクシー乗り場の新設等に向け積極的に取り組み、選択性の向上を図るため、神奈川県内初となる優良タクシー乗り場を桜木町駅に新設しました。また、安全確保のためタクシー乗り場施設の保守点検を実施し、維持管理に努めました。

総務関係業務においては、適正化事業の円滑な運営を図るとともに、タクシー事業者やタクシー利用者への業務内容の周知及び情報提供に努めました。

適正化事業実施機関として適切な人員を配置し、適正な予算の執行に努めました。

《 指導関係業務 》

指導関係業務においては、タクシー業務適正化特別措置法に基づき、タクシー営業の適正化と利用者の利便向上を図ることを目的とした街頭指導や、指定地域内において指導車による指導員の広範囲な巡回により、運送の引き受けの拒絶等、道路運送法に違反する行為の防止と是正を図るため街頭指導を実施した。

また、タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程に基づき、タクシー乗り場周辺や路上に客待ち待機する等、タクシーに起因する様々な問題の解決のため、規制に係る違反に対し是正指導を実施するとともに、状況に応じて指導員を効率的に配置し利用者、歩行者のための交通安全業務に努めた。

関係機関及び地域住民からの苦情等、緊急要請にも対応した街頭指導を実施し、さらに各地区における法人・個人事業者を招集し、各事業者の協力による街頭指導を実施する等問題解決を図った。

違反に対する是正指導及び事業者協力による街頭指導実施の結果、違法付け待ち行為についてはルールの遵守が着実に定着してきた。

タクシー乗り場及び待機場内における喫煙、ゴミの投げ捨て、立ち小便等、運転者のマナーや資質の向上に努めたが、改善される様子が見られないことと利用客等からの苦情が多く寄せられたため、『タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程』を改正し、迷惑行為及び不適切行為（喫煙関係含）を点数対象事案に追加した。

東京国際空港（羽田空港）については、定期的に指導員を巡回させ、道路運送法及びタクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程等に基づく違反等の防止に努めた。

また、タクシー運転者の資質及び知識の向上を図るために巡回指導（講習）を実施した。

1. 街頭指導会議

街頭指導会議は神奈川運輸支局長を議長として3回開催、街頭指導における各地区の指導状況や実態の報告、苦情等タクシーに起因する様々な問題を提議、さらに毎月の指導計画を提案し、審議結果が効果的に反映されるよう、法人・個人業界に趣旨徹底を図った。

平成30年度 街頭指導会議 3回 開催

第1回 平成30年 7月20日（金）

- 議 題 ① 街頭指導計画による実施結果の概要と状況報告について
② 映像で見る各地区の状況及び指導の状況について
③ 平成30年8月、9月、10月、11月の指導計画（案）について
④ 各議員からの報告・提案等について

第2回 平成30年11月20日（火）

- 議 題 ① 街頭指導計画による実施結果の概要と状況報告について
② 映像で見る各地区の状況及び指導の状況について
③ 平成30年12月、平成31年1月、2月、3月の
指導計画（案）について
④ 各議員からの報告・提案等について

第3回 平成31年 3月 4日 (月)

- 議 題 ① 街頭指導計画による実施結果の概要と状況報告について
② 映像で見る各地区の状況及び指導の状況について
③ 平成31年4月、5月、6月、7月の指導計画(案)について
④ 「タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程」の見直しについて
⑤ 各議員からの報告・提案等について

2. 街頭指導

(1) 道路運送法に違反する行為の防止と是正のための指導

街頭指導会議において審議された指導計画に基づき、JR・私鉄沿線を中心に指導員が巡回し、特に終電時の主要駅周辺における運送の引き受けの拒絶や呼び込み行為等、道路運送法に違反する行為の防止と是正指導を実施した。

(2) 規制違反に係る是正指導

タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程に基づき、違法付け待ち行為等の違反者に対し是正指導を実施した。

ルールの遵守が定着したことにより、違法付け待ち行為については大幅に改善された。

(3) 運転者のマナー・資質向上のための指導

指導員を広範囲に巡回させ、タクシー車内や乗り場、待機場周辺での喫煙、ゴミの投げ捨て、立ち小便等の行為に対し指導を実施し、運転者のマナーや資質の向上に努めた。特に喫煙についてはタクシー乗り場及び待機場内だけでなく、「客待ち待機中における喫煙行為」についても指導対象とし、喫煙等を現認した場合は報告書を事業者に送付し改善を求めた。

(4) 羽田空港における指導

羽田空港においては、羽田空港内運用ルールに基づき、運転者のマナーや資質の向上及び区域外営業などの道路運送法違反防止のため是正指導を実施した。

また、定額運賃専用乗り場であることと、定額運賃の正しい適用について指導を実施した。

(5) 利用者及び歩行者の安全確保

繁華街、スクールゾーン等においては、必要に応じ指導員を配置し、所轄警察署と協力し、利用者及び歩行者の安全確保に努めた。

3. 巡回指導（講習）

各事業者の要望により、事業所等に訪問し、タクシー営業に関わるルールを中心に指導事例・苦情事例などを用いた講習を行い、法令遵守の徹底及び運転者のマナーや資質の向上を図った。

受講した運転者からは、「初めて知ったことや間違っていたことでもあり参考になった」との声もあり、巡回指導を受けた事業者については、指導・苦情両面で改善傾向にある。

巡回指導（講習）実施実績

実施事業者数	25 事業者
実施日数	46 日
受講者数	1,991 名

4. 事業者の協力による街頭指導

日常的且つ長期的に街頭指導が必要と認められる地区については、当該地区に関わる法人・個人事業者の協力による街頭指導を実施した。

（1）日吉駅周辺地区

日吉駅周辺地区においては、法人、個人事業者、所轄警察署、行政区及び地元住民により設定されている、タクシー待機許容台数や運転者のマナーなど運用ルールを遵守するため、各事業者の協力による街頭指導を定期的実施した。

（2）宮谷小学校周辺地区

交通安全運動期間中の宮谷小学校新入学児童交通安全対策として、所轄警察署と合同で事業者の協力による街頭指導を実施した。

（3）羽田空港

羽田空港神奈川タクシー乗り場においては、ゴールデンウィーク・お盆休み及び年始期間中に、利用者利便のため、計画配車入構事業者の協力による街頭指導を実施した。

5. タクシー乗り場及び乗り場周辺の清掃活動

喫煙行為（迷惑行為）で指導された運転者が所属する事業者に加え、乗り場をきれいに保つ趣旨に賛同する事業者も多数参加し、タクシー乗り場及び乗り場周辺の清掃活動を実施した。

清掃活動実施場所

北久里浜駅、川崎駅東口北口、根岸駅、横浜駅東口、川崎駅西口、東神奈川駅

街頭指導取扱実績

指導項目	平成30年度	前年度(平成29年度) 対比		
	件数 (構成比)	件数 (構成比)	増減	比率(%)
乗車拒否	1 (0.14%)	6 (0.69%)	▼ 5	▼83.33%
メーター不使用	21 (2.93%)	47 (5.40%)	▼ 26	▼55.32%
メーター操作不適切	4 (0.56%)	7 (0.80%)	▼ 3	▼42.86%
不当運賃・料金 收受または請求	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
区域外営業行為	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
区域外車両	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
不正乗合い行為	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
運転者証(事業者乗務証) 不表示・不携帯	4 (0.56%)	3 (0.34%)	1	33.33%
運転者証(事業者乗務証) 偽造・隠ぺい	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
未登録運転者乗務	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
呼び込み行為、客引き行為	3 (0.42%)	1 (0.12%)	2	200.00%
違法付け待ち行為	106 (14.78%)	248 (28.51%)	▼ 142	▼ 57.26%
路上待機	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
指導員に対する暴力行為	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
事業の信用失墜行為	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
指導無視	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
職務に関して著しく不適切な行為	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
ぐ犯車両	1 (0.14%)	0 (0.00%)	1	—
空車進入車両(羽田空港)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
規制時間外入構車両(羽田空港)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
迷惑行為及び不適切行為(喫煙関係含)	549 (76.57%)	544 (62.53%)	5	0.92%
タクシー乗り場入構規制無視	4 (0.56%)	0 (0.00%)	4	—
表示関係取扱不適切	5 (0.69%)	4 (0.46%)	1	25.00%
社名表示・地域表示 不表示	19 (2.65%)	10 (1.15%)	9	90.00%
その他	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
合 計	717 (100.0%)	870 (100.0%)	▼ 153	▼ 17.59%

タクシー乗り場等適正運営の推進に係る違反件数

指導項目 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
違法付け待ち行為	18	13	8	9	10	8	10	13	1	10	2	4	106
羽田空港空車進入車両	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
タクシー乗り場等入構規制無視	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
指導無視	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	18	13	12	9	10	8	10	13	1	10	2	4	110

タクシー乗り場等適正運営の推進に係る累積点数2点到達者数及び適正化研修修了者数

項目 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
累積点数2点到達者数	0	0	1	1	1	0	3	1	0	0	0	0	7
適正化研修修了者数	0	0	0	1	0	2	0	4	0	0	0	0	7

違法付け待ち重点地区別指導件数

《横浜市内》

指導場所 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
上大岡駅前周辺	0	0	0	2	3	2	2	3	0	2	0	1	15
菊名駅周辺	2	5	2	0	0	1	3	3	0	0	1	0	17
横浜市大病院(浦舟町)周辺	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
元町中華街駅周辺	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	3
黄金町駅周辺	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
たまプラーザ駅周辺	1	1	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	6
横浜駅西口周辺	11	2	2	2	6	0	1	3	1	3	0	1	32
横浜駅東口周辺	1	2	1	0	0	1	0	1	0	2	0	0	8
鶴見駅周辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木町駅周辺	0	0	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	4
石川町駅南口周辺	0	3	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	6
関内駅周辺	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	3
合計	16	13	8	6	10	7	10	13	1	9	1	2	96

《川崎市内》

指導場所 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
川崎駅東側周辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1

《横須賀・三浦市内》

指導場所 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
横須賀中央駅周辺	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	4
京急久里浜駅周辺	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2	4
合計	2	0	0	3	0	1	0	0	0	0	0	2	8

※ その他、違法付け待ち重点地区以外では、1件の指導を行っている。

羽田空港街頭指導出動回数

出動場所 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
羽田空港	8	9	9	8	9	8	8	9	8	8	7	8	99

《 苦情、調査関係業務 》

苦情、要望については、電話及びインターネットで受付け、適切、迅速に対応するとともに、法人事業者及び個人事業者または所属組合に通知し改善を求めるなど、適正な処理を行った。また、支援業務として、遺失物の相談及びタクシーに関する問い合わせ等に対応した。

1. 苦情・要望関係

平成30年度の苦情取扱件数は、1,325件であった。

取扱件数の内訳は、接客態度不良が745件で最も多く全体の56.23%を占め、次いで道路上でのマナー関係200件(15.09%)、乗車拒否85件(6.42%)、事業者・無線室関係85件(6.42%)、喫煙関係58件(4.38%)の順となる。

- (1) タクシー利用者から寄せられた苦情については、法人事業者及び個人事業者または所属組合に通知し改善を求め、違法行為の防止及び是正指導に努めた。
- (2) 関係機関及び地域住民から寄せられた要望については、繁華街のほか、主要駅における空車タクシーに起因する通行妨害等の交通問題が多く、主に関係機関からの排除要請によるものを指導員と連携して対応した。
ゴミの投げ捨て等、社会的マナーに関する内容については、法人事業者及び個人事業者または所属組合に通知し、改善を求めた。
- (3) 要望については、神奈川県タクシー協会各支部及び神奈川県個人タクシー協会に連絡し、対応を求めた。

2. 支援業務

遺失物やタクシー利用に関する問い合わせ等に対し支援業務を行った。

- (1) 利用者から寄せられる遺失物に関する相談については、警察への届出、無線局の案内等、情報提供に努めた。
- (2) UDタクシー・陣痛タクシー・介護タクシー等をはじめ、タクシーに関する情報収集に努め、タクシー利用に関する問い合わせに適切に対応した。

苦情・要望・問合せ 取扱件数

◎苦情（違法行為・その他）

項 目	平成 30 年度	前年度(平成 29 年度) 対比		
	件数 (構成比)	件数 (構成比)	増減	比率(%)
乗車拒否	85 (6.42%)	63 (5.22%)	22	34.92%
途中下車強要	24 (1.81%)	21 (1.74%)	3	14.29%
不当運賃・料金 收受または請求	19 (1.43%)	9 (0.74%)	10	111.11%
迂回走行	37 (2.79%)	56 (4.64%)	▼ 19	▼ 33.93%
メーター不使用	2 (0.15%)	2 (0.17%)	0	0.00%
メーター操作不適切	0 (0.00%)	3 (0.25%)	▼ 3	▼ 100.00%
接客態度不良	745 (56.23%)	698 (57.78%)	47	6.73%
区域外	4 (0.30%)	5 (0.41%)	▼ 1	▼ 20.00%
運転者証(事業者乗務証) 不表示・隠ぺい	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
不正乗合行為	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
職務に対して不適切な行為	2 (0.15%)	0 (0.00%)	2	—
呼び込み行為、客引き行為	2 (0.15%)	0 (0.00%)	2	—
乗り場関係	28 (2.11%)	61 (5.05%)	▼ 33	▼ 54.10%
事故処理関係	0 (0.00%)	1 (0.08%)	▼ 1	▼ 100.00%
道路上でのマナー関係	200 (15.09%)	161 (13.33%)	39	24.22%
事業者/無線室	85 (6.42%)	54 (4.47%)	31	57.41%
喫煙関係	58 (4.38%)	70 (5.79%)	▼ 12	▼ 17.14%
その他 ※1	34 (2.57%)	4 (0.33%)	30	750.00%
合 計	1,325 (100.0%)	1,208 (100.0%)	117	9.69%

※1の内容例

- ・待機場でタクシー運転者が鳥に餌をあげているので注意してもらいたい。
- ・井土ヶ谷駅周辺に駐車しているタクシーが交通の妨げになり迷惑している。
- ・雨の日に上大岡駅タクシー待機場後方の路上で客を乗せるタクシーがいるが、乗り場で待っている客からすれば迷惑だ。乗り場に入って正しく乗せるよう注意してもらいたい。(雨の日に乗り場でずっと待たされたので)

◎要望 件数 6件

- ・仲木戸駅のタクシー乗り場にタクシーがいるようにしてほしい。
- ・井土ヶ谷駅にタクシーがいてほしい。(通院に利用するため)
- ・迎車の電話が込んでいていつも繋がらないので回線を増やしてほしい。
- ・大型の車両もタクシー乗り場に待機させてほしい。
- ・タクシー会社2社とトラブルになってしまって、電話に出てもらえない。引き続き利用したいので取り持してほしい。
- ・動画サイトでメーターを不正に操作しているタクシーがいると聞いたが本当か調べてもらいたい。

◎問合せ

項 目	件 数	構 成 比
予約(早朝・迎車)	57	11.47%
割引及びクーポン券	36	7.24%
料 金	85	17.10%
領収書	62	12.48%
事業者の連絡先について	81	16.30%
ミニバン・UDタクシーについて	68	13.68%
その他 ※2	108	21.73%
合 計	497	100.00%

※2の主な内容

- ・陣痛 119 番を行っている事業者について
- ・障がい者手帳提示の時期について
- ・ペットを連れての乗車の仕方について
- ・乗車可能人数について
- ・高速道路の P. A での下車について
- ・観光タクシーの内容について
- ・介護タクシーを扱う事業者について
- ・事故の対応について

《 法人タクシー事業者の評価制度 》

法人タクシー事業者のサービス改善、向上及び利用者利便の向上に資することを目的とする法人タクシー事業者の評価制度の評価規程に基づき、厳正な審査により事業者の評価を行った。

平成 29 年度の優良事業者については、センターのホームページ等により公表するとともに、『優良』表示板を配布し選択性の向上を促進した。

- ・優良事業者数 103 社
- ・車両数 6,158 両

《 研修関係業務 》

研修関係業務においては、適正化研修を主として行い、関東運輸局から命令を受けた者に対する命令研修・命令講習については必要に応じて行うこととしている。

また、外国人旅行客に対する接客向上を目的とする特別研修として、「外国人旅客接遇研修」を定期的実施した。

1. 適正化研修

タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程に基づいて付された違反点数の累積が2点以上に達したタクシー運転者等を対象として、新規講習の初日、2日目に組み入れて実施した。

研修は地理を除く法令、安全、接遇を主体とし、タクシー運転者としての基本事項の再確認を含めて行い、平成30年度の受講者は7名であった。

2. 命令研修

道路運送法第27条第3項の規定に基づき関東運輸局から受講命令を受けた運転者等を対象として実施した。平成30年度の受講者は1名であった。

3. 命令講習

タクシー業務適正化特別措置法第18条の2の規定に基づき関東運輸局から受講命令を受けた運転者等が対象だが、平成30年度の受講者はなかった。

4. 特別研修（外国人旅客接遇研修）

令和2年に行われる東京オリンピック・パラリンピックに向け増加が予想される外国人旅行客に対する接客向上を目的とする特別研修として、「外国人旅客接遇研修」を実施した。平成30年度は初級コース2回（55名受講）、中級コース1回（35名受講）をそれぞれ行い、計90名が受講した。

研修は専門の講師を迎え3時間からなる内容で、外国人講師によるネイティブな発音に触れながら、タクシー営業に必要な基本的な挨拶や横浜地域の具体的な施設・場所の言い方、料金收受の際の注意点など、初級・中級それぞれのテキストを中心に進め、実際の接遇を想定したロールプレイングを交え実施した。

研 修 関 係 業 務 実 績

項 目	区 分	平成 30 年度	前年度(平成 29 年度) 対比		
		受講者数	受講者数	増 減	比 率(%)
適 正 化 研 修		7	30	▼ 23	▼ 76.67%
命 令 研 修		1	2	▼ 1	▼ 50.00%
命 令 講 習		0	0	0	—
特 別 研 修 (外国人旅客接遇研修 初級)		55	27	28	103.70%
特 別 研 修 (外国人旅客接遇研修 中級)		35	29	6	20.69%
合 計		98	88	10	11.36%

《 乗り場施設関係業務 》

乗り場施設関係業務においては、利用者の利便向上を図るため、タクシー乗り場の新設等に向け積極的に取り組んだ。

神奈川県内初となる優良タクシー乗り場を桜木町駅タクシー乗り場に新設した。

UDタクシー（ユニバーサルデザインタクシー）の普及に伴い、済生会横浜市東部病院のUDタクシー専用待機場新設に協力した。

また、東京国際空港（羽田空港）については、国際線タクシー待機場の拡張工事に伴い、神奈川タクシー車両の待機枠が増設された。

タクシー乗り場の上屋等タクシー乗り場施設の新設に対する要望については、利用実態を考慮し、道路管理者等に積極的に働きかけた。

さらに、安全性を確保するためタクシー乗り場施設の点検、補修等を行い、維持管理に努めた。

1. タクシー乗り場の新設等

- (1) 桜木町駅タクシー乗り場に神奈川県内初の優良タクシー乗り場を新設し、開設前に当該タクシー乗り場および桜木町駅前周辺において優良タクシー乗り場の周知活動を行い、平成30年10月1日より運用を開始した。
- (2) 金沢八景駅東口区画整理事業に伴い、駅前交通広場にタクシー乗り場を新設し、平成31年3月26日より運用を開始した。
- (3) 横浜駅西口駅前整備計画に伴うタクシー乗り場の新設に対し、積極的に参画した。
- (4) 大船駅笠間口駅前整備計画に伴うタクシー乗り場の新設に対し、積極的に参画した。
- (5) 羽沢駅再開発に伴うタクシー乗り場の新設に対し、積極的に参画した。

2. UDタクシー普及推進への協力

- (1) 済生会横浜市東部病院のUDタクシー専用待機場新設に協力し、平成31年3月18日より運用を開始した。

3. 羽田空港内タクシー乗り場における取り組み

- (1) 国際線タクシー待機場の拡張工事に伴い、神奈川タクシー車両の待機枠を15台待機から4台枠増設し19台待機とした。
- (2) タクシー不足時にはメール配信システムにより、事業者および運転者へメールを配信してタクシーの配車を促し、利用者利便の向上を図った。
- (3) 令和2年3月に予定されている、第2旅客ターミナルでの国際線共用開始に伴うタクシー乗り場の移設について参画した。

4. タクシー乗り場施設の新設等

- (1) 新子安駅西口タクシー乗り場にベンチを設置した。(平成 31 年 2 月 7 日)
- (2) 金沢八景駅東口タクシー乗り場に上屋を設置した。(平成 31 年 3 月 26 日)

5. タクシー乗り場施設の維持管理等

- (1) タクシー乗り場上屋及びベンチ等の改修・補修工事を実施した。
 - ① 新羽駅タクシー乗り場 (上屋雨樋の補修)
 - ② 高田駅タクシー乗り場 (上屋雨樋の補修)
 - ③ 山手駅タクシー乗り場 (上屋屋根の補修)
 - ④ 十日市場駅タクシー乗り場 (上屋屋根の補修)
 - ⑤ 中山駅北口タクシー乗り場 (上屋屋根の補修、ベンチの補修)
 - ⑥ 片倉町駅タクシー乗り場 (ベンチの補修)
 - ⑦ 新横浜駅地下タクシー乗り場 (タクシー乗り場区画枠の補修)
 - ⑧ 新百合ヶ丘駅南口タクシー乗り場 (上屋屋根の鳥害対策)
 - ⑨ 向ヶ丘遊園駅南口タクシー乗り場 (上屋屋根の補修)
 - ⑩ 横須賀中央駅タクシー乗り場 (上屋屋根の補修)
- (2) タクシー乗り場・タクシー降車場の標識及び案内板の交換、補修を実施した。
 - ① 片倉町駅タクシー乗り場
 - ② 鶴見駅西口タクシー乗り場
 - ③ 十日市場駅タクシー乗り場
 - ④ 赤レンガ倉庫タクシー乗り場
 - ⑤ 立場駅タクシー降車場
 - ⑥ 桜木町駅タクシー降車場
 - ⑦ 向ヶ丘遊園駅南口タクシー乗り場
 - ⑧ 追浜駅タクシー乗り場
 - ⑨ 久里浜商店街タクシー乗り場
 - 他 7 箇所
- (3) タクシー乗り場標識案内板に、タクシー利用者への案内、説明用 QR コードを追加した。
 - ① 桜木町駅優良タクシー乗り場
 - ② 下飯田駅タクシー乗り場

6. タクシー乗り場案内の充実及びタクシー利用客の安全確保

主要駅等タクシー乗り場に誘導員を配置し、タクシー利用客の案内及び誘導に努めた。また、誘導員によるタクシー待機場内及びタクシー乗り場周辺における定期清掃を実施、環境美化に努めた。

誘導員を配置するタクシー乗り場

- ① 横浜駅西口・東口タクシー乗り場
- ② 新横浜駅タクシー乗り場
- ③ 桜木町駅タクシー乗り場
- ④ 戸塚駅東口タクシー乗り場
- ⑤ 戸塚駅西口第一・第二交通広場内タクシー乗り場
- ⑥ 横須賀市若松町、旧西友横及びりそな銀行前タクシー乗り場

《 総務関係業務 》

総務関係業務においては、理事会をはじめとした各会議を適宜開催し、審議の結果を業務に反映させ円滑な業務運営を図った。

業務を遂行するために適切な人員の配置を行い、適正な予算の執行に努めるとともに必要に応じて諸規程の見直し等を行い、必要に応じた規程の制定及び改定を行った。また、来訪者への応対やマナーの向上に努めた。

タクシー利用者及びタクシー事業者に対しては、ホームページにより業務内容の周知及び情報の提供に努めた。

1. 会 議

平成30年度は、次の通り会議を開催した。

(1) 理事会 …………… 4回 開催

第1回 平成30年 6月22日(金)

- 議 題 ・平成29年度 事業報告及び収支決算等について
・法人タクシー事業者の評価規程に基づく優良事業者の公表について

第2回 平成30年 7月20日(金) 書面決議による

- 議 題 ・評議員選定委員会外部委員の選任の件

第3回 平成30年 8月22日(水) 書面決議による

- 議 題 ・適正化事業諮問委員の選任に関する件
・登録諮問委員の選任に関する件

第4回 平成31年 3月11日(月)

- 議 題 ・平成31年度 適正化事業 事業計画及び収支予算について
・平成31年度 適正化事業 負担金の額及び徴収方法について
・平成31年度 試験事務 事業計画及び収支予算について
・平成31年度 登録事業A 事業計画及び収支予算について
・平成31年度 登録事業B 事業計画及び収支予算について
・登録諮問委員会委員の選任について
・規程類の制定及び改正について

(2) 評議員会 …………… 2回 開催

第1回 平成30年 6月27日(水)

- 議 題 ・平成29年度 事業報告及び収支決算等について

第2回 平成31年 3月27日(水) 書面決議による

- 提案事項 ・計算書類等の承認の件

- (3) 評議員選定委員会 …………… 1回 開催
 第1回 平成30年 7月 6日 (金)
 議 題 ・評議員の辞任及び選任について
- (4) 適正化事業諮問委員会 …………… 2回 開催
 第1回 平成30年 6月 6日 (水)
 議 題 ・平成29年度 適正化事業 事業報告及び収支決算等について
 ・平成29年度 試験事務 事業報告及び収支決算等について
 第2回 平成31年 3月 6日 (水)
 議 題 ・平成31年度 適正化事業 事業計画及び収支予算について
 ・平成31年度 適正化事業 負担金の額及び徴収方法について
 ・平成31年度 試験事務 事業計画及び収支予算について
- (5) 街頭指導会議 …………… 3回 開催
 開催日及び議事の内容等については、《指導関係業務》に記載。
- (6) タクシー事業者評価制度委員会 …………… 2回 開催
 第1回 平成30年 6月 5日 (火)
 議 題 ・平成29年度 法人タクシー事業者の評価について
 第2回 平成31年 2月 27日 (水)
 議 題 ・タクシー事業者評価制度 評価点数の変更について
- (7) タクシー乗り場管理運営委員会 …………… 1回 開催
 第1回 平成30年 6月 27日 (水)
 議 題 ・優良タクシー乗り場 桜木町駅新設 (案) について
 ・優良タクシー乗り場 ガイドライン・運用ルール (案) について

2. 委員等の変更

平成30年度において、次の通り変更があった。

評 議 員

山崎 新太郎	退任	平成30年 7月 6日
橋本 嘉照	退任	平成30年 7月 6日
御代田 晃一	新任	平成30年 7月 6日
田邊 和男	新任	平成30年 7月 6日

評議員選定委員

山崎 新太郎	退任	平成 30 年 7 月 6 日
御代田 晃一	新任	平成 30 年 7 月 6 日
山崎 利通	退任	平成 30 年 7 月 20 日
小堤 健司	新任	平成 30 年 7 月 20 日

適正化事業諮問委員

増田 淳	退任	平成 30 年 6 月 6 日
小久保 篤	新任	平成 30 年 6 月 6 日
中崎 廣	退任	平成 31 年 3 月 6 日
小松 実	新任	平成 31 年 3 月 6 日

3. 組織運営

限られた人員において業務を遂行するため、業務内容を考慮し適切な人員の配置を行うとともに、適正に予算を執行し経費の節減に努めた。

職員の永年勤続等に関する表彰に係る細則等を設けるため、『就業規則』の一部改正、法人タクシー事業者の評価点数の算出基準の見直しに伴い、『法人タクシー事業者評価規程』の一部改正、また、指導事案の取り扱いの見直し及び累積点数等の照会方法の変更に伴い、『タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程』の一部改正を行った。

4. 職員の資質の向上

機会を捉えて外部での研修を聴講させるなど、業務に係る知識の向上を図り、その他、業務に係る資質に加え、来訪者への対応やマナー等の向上に努めた。

5. 広報関係

ホームページにおいて、センター概要をはじめ、タクシー利用者及びタクシー事業者に対して業務内容を周知することに加え、新設乗り場の情報や利用者等からの要望を掲載し、利用者及び事業者への情報提供を行った。

また、苦情の受け付けを行い利用者の利便の向上を図るとともに、講習や試験の予約状況を常に更新し、事業者の利便の向上を図った。

6. 災害対策

職員及び来訪者等の安全確保・帰宅困難等への対策として、防災用品及び非常食等を拡充し、災害の発生に備えた。